

第1章

全ての主体の環境に関わる学びと行動、 パートナーシップを推進する

1 環境に関わる学びを推進する

(1) 自然とふれあう機会の創出

環境への意識をはぐくむため、自然や生きものの魅力や大切さを体感できる、自然観察会や干潟体験、森づくりといった自然とふれあう機会の創出をはかります。

ア 藤前干潟の保全活用推進

ラムサール条約湿地藤前干潟の重要性について普及啓発するため、「藤前干潟ふれあい事業」として、講演会や藤前干潟の体験会などを開催し、延べ1,173名が参加しました。



藤前干潟の体験会の様子

イ 身近な自然を体験する事業の実施

令和6年度は、なごや生物多様性センターと、市民団体・専門家・行政等で構成されるなごや生物多様性保全活動協議会との協働により、夏休みの小・中学生を対象に市内の緑地・河川等で生きものに関する体験学習やフィールドワークなどを行う、なごや生物多様性サマースクール（9講座、参加者244人）などを開催しました。

また、センターの施設や収蔵する標本等を活用した講座（全2回、参加者25人）を開催しました。

ウ 森林体験事業の実施

(ア) 東山動植物園の再生（東山の森づくり）

市街地に残された貴重な樹林地である東山の森において、森づくりの活動拠点施設の運営や団体の活動の支援などを行いました。

(イ) 森林保全体験を通して生物多様性について学ぶ事業の実施

名古屋の水道を支える水源の森（飛騨川上流域）を訪ね、森林保全体験を通して森林の機能や上下流のつながり、そこで育まれる生きものなどについて学ぶ事業（参加者32人）を開催しました。

(2) 多角的なアプローチによる学びの推進

環境問題を自分ごととして捉え、行動するきっかけづくりとするため、公園での生きもの調査や河川での水質調査といった身近な場所での学びや、防災・減災や食、アートといった環境以外の分野を通じた学びなど、多角的なアプローチによる学びを推進します。

ア 地域における環境教育

身近な環境問題への気付きや行動するきっかけづくりを目的に、保健福祉センターが中心となって各区の地域特性に応じた実践活動や普及啓発などを行っています。

令和6年度は、環境保全に関するブース出展等を行うイベントを19回、環境に関する講演会・講習会を28回、水辺の生きもの観察教室等の自然観察会を17回、パネル展示等を25回開催しました。

イ 市民参加型環境調査

(ア) なごや生きものの一斉調査

なごや生物多様性保全活動協議会との協働により、毎年テーマを決め様々な場所で一斉に生物調査を行う「なごや生きものの一斉調査」を開催し、令和6年度は、アメリカザリガニとエビ・カニ類をテーマに31の調査地点で405人が参加しました。



一斉調査の様子

(イ) 水質環境目標値市民モニタリング

市内の河川やため池について、「水のにごり（透視度）」など「親しみやすい指標」を市民モニターが調査する水質環境目標値市民モニタリングを市内36地点で実施しました。

(ウ) 庄内川の水環境を学ぶ啓発事業

庄内川のさらなる水質改善に向けて、市民の皆さまに庄内川の水環境について関心を持っていただくため、清須市の庄内川水防センター（みずとぴあ庄内）にて啓発イベントを開催し、Eボート体験及び生物調査等を実施しました。

(エ) 湧き水モニタリング

市内の湧き水の水量や水質などについて市民モニターが調査する湧き水モニタリングを市内10地点で実施しました。

(3) 次世代への豊かな環境学習の推進

持続可能な社会の担い手を育てるため、子どもたちの興味・関心や発達段階に応じた環境学習など、次代を担う子どもたちへの豊かな環境学習を推進します。

ア 次世代環境学習の推進

市内のなごやエコキッズ認定園712園・エコスクール認定校396校において、次代を担う子どもたちの発達段階に応じた環境学習の支援・情報提供を行うことで、環境保全意識の向上を図るとともに、持続可能な社会を構築するための取り組みを促進しました。

イ 学校における環境教育の推進

地域の清掃や花いっぱい運動などの環境美化活動、外部講師による講演や環境集会などの環境学習等に取り組むとともに教科等の学習の中で、自然体験、環境保全など環境に関わる学習に取り組んでいます。

(4) 拠点施設における環境学習の推進

なごやにおける環境に関わる学びを推進するため、展示設備などを利用した環境学習や体験型プログラムの実施、環境学習情報の提供など、環境学習センターや東山動植物園などの拠点施設における環境学習を推進します。

ア 環境学習センターの運営

身近な環境から地球環境まで幅広く環境問題について考え、楽しみながら体験・学習できる拠点施設として、環境学習を推進しています。

バーチャルスタジオやワークショップなどの体験型環境学習プログラムの展開や、ごみや公害に関する特別プログラムの実施、小学校等への出張講座、環境への取り組みに熱心なNPO、企業等の活動を月替わりで紹介するマンスリー企画展示などを行っており、令和6年度の利用者数は33,009人でした。さらに、環境に関する情報やイベント情報等を掲載した情報誌「エコパルなごや」を年4回発行し、ウェブサイトにも掲載しました。

イ 東山動植物園の再生

「東山動植物園環境教育基本計画」に基づき、生態系に関する問題を中心に、生きた動植物を素材として動物の体のしくみを学ぶコースや植物と環境について学ぶコースなど、その出会いから始まるさまざまなプログラムを実施することにより環境学習を推進しています。

令和6年度は、動物園と植物園を合わせて221件のプログラムを実施し、動植物が置かれている状況への理解を促しました。



環境教育プログラムの様子

(5) 効果的な情報の発信

より多くの人に環境のことを自分ごととして捉え、行動してもらうため、発信する内容や対象に応じ、紙媒体やSNS、イベントなどを活用した情報発信や外国語を使用した情報発信を行うなど、効果的な情報発信につとめます。

ア 多様な手段を活用した普及啓発

この環境白書などを発行したほか、小学校4年生向けの副教材として「ごみと資源とわたしたち」を作成し、市内の公立・私立の全小学校へ配布しました。

また、市公式ウェブサイトや環境局公式X等を通じて、環境保全や3Rなどに関する情報発信を行いました。

2 環境にやさしい行動を促進する

(1) ライフスタイルの転換の促進

環境負荷の少ない経済社会システムの実現をはかるため、経済や社会の情勢の変化を考慮しながら、環境にやさしいライフスタイルへの転換を促進します。

ア 脱炭素型ライフスタイルへの転換に向けた啓発

脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」と連携し、令和6年度は、イベントにおいて環境にやさしいまちについて学ぶゲームを実施するなど普及啓発を行いました。また、ウォームシェアについて推進するため市内の銀行店舗でポスターの掲出や、スマートフォンアプリ「なごっちゃ」を通じてエコライフの実践を呼びかけました。

イ エシカル消費の普及啓発

地域の活性化や雇用なども含む、人や社会、環境に配慮した消費行動であるエシカル消費の普及・啓発を行っています。

令和6年度は、10月にオアシス21銀河の広場にて、「エシカル消費～誰でも、気軽に、いま、はじめよう！～」というテーマで消費者・事業者・学校・行政が一体となって「消費生活フェア」を開催し、エシカル消費をはじめとした消費生活に関する様々な情報を発信しました。また、エシカル消費について、サステナブル経営に取り組む事業者等と連携した普及・啓発活動の企画立案・実践を大学に委託し、大学生自らが知識を深めるとともに、若者のアイデアとサステナブル経営の視点を活かした普及・啓発活動を行いました。



消費生活フェアの様子

ウ グリーン購入の推進

消費行動を通じて環境負荷を減らすため、消費者である市民が日常的な買い物を通じて、環境にやさしい商品・事業者を選ぶグリーン購入を推進しています。

令和6年度は、本市、愛知県、岐阜県、三重県、日本チェーンストア協会中部支部、グリーン購入ネットワーク、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局で構成する実行委員会が東海三県一市の広域的な範囲で1月10日から2月9日にスーパー、ドラッグストア等の店舗においてグリーン購入キャンペーンを実施し、消費者に対する普及啓発を行いました。

エ 地産地消の推進

地場農産物を販売する朝市、青空市の開催を支援しており、令和6年度はイベントでの出店を6回、定例の朝市を1,560回実施しました。また、地産地消の普及を図るため本市内で開催された催事に出展するとともに、生産者・消費者の交流を目的に農産物に関連する催事を開催しました。

その他、地産地消給食講師派遣事業を43回実施し、食農教育を推進したほか、ブランド農産物の育成、伝統野菜の保存・普及による地場農産物の生産振興、地産地消に関する情報の収集・発信を通して、地産地消を推進しました。

オ フェアトレードの普及啓発

開発途上国の産品を適正な価格で継続的に購入することで、生産者や労働者の生活改善と自立を目指すフェアトレードは、環境・貧困・人権・平和・開発などの地球規模の課題解決に貢献することから、その理念の普及に努めており、平成27年には日本で2番目の「フェアトレードタウン（まちぐるみでフェアトレードの理念を支持し、運動の輪を広げるために取り組む都市）」として認定されました。

令和6年度は、「環境デーなごや」を始めとしたイベントやセミナーの開催、フェアトレードタウン活動を応援するロゴマークの運用等を通じて、市民や事業者へフェアトレードの理念の普及に努めました。



カ 環境デーなごやの開催

市民、事業者、行政の協働のもと、環境についてともに学び、行動するきっかけとするため、「環境デーなごや」を開催しています。

25回目となる令和6年度は、「みんなでめざそう！ネイチャーポジティブ&カーボンニュートラル」をテーマに開催しました。6月を中心に実施した「地域行事」では、地域環境イベント、環境バザー、身近な自然体験会など828の行事を実施し、約32万人が参加しました。

9月に久屋大通公園で開催した「中央行事」では、116団体がブース出展をし、日ごろの環境活動の成果を発信したほか、3Rなど、環境にやさしい行動等を学べる企画や、SDGsの普及啓発のためのSDGsシールラリー等を行いました。来場者数は約10万人でした。

(2) 環境にやさしい事業活動の促進

環境負荷の少ない経済社会システムの実現をはかるため、環境保全設備の導入支援や認定・表彰制度の実施などにより、事業活動における自主的・積極的な行動を支援するなど、環境にやさしい事業活動を促進します。

また、環境課題に対応した調査や研究をすすめ、事業者への環境情報の提供や技術シーズの移転につとめます。

ア 環境保全・省エネルギー設備資金融資

環境への負荷が少ない事業活動を促進するため、市内の中小企業者に対し、公害防止対策、エネルギー対策、低公害車等の導入などに要する経費の融資を行っています。また、融資を受けた事業者に対し、支払った利子の補助を行っています。

令和6年度は、低公害車等の導入に対し、4件1,646万円の融資を行いました。また、融資を受けた事業者に対し、25件88万6千円の利子補助を行いました。

イ 中小企業省エネルギー設備等導入補助

事業者の省エネルギー対策促進、再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、市内の中小企業者等が行う省エネルギー効果の高い設備や太陽光発電設備等の導入に対する補助を、令和6年度より開始しました。

令和6年度は、高効率空調設備・LED照明の導入に対して244件、太陽光発電設備・蓄電システムの導入に対して7件の補助を実施しました。

ウ なごやSDGs グリーンパートナーズの運用

SDGsや環境に配慮した取り組みを自主的かつ積極的に実施している事業所を登録エコ事業所、認定エコ事業所、認定優良エコ事業所として登録・認定し、事業活動における自主的な取り組みを支援しています。

令和6年度は78事業所を新規登録・認定し、令和6年度末現在の登録・認定事業所は2,994件となりました。

エ 調査・研究の推進

名古屋大学と共同で、以下に掲げる環境調和型技術に関する連携研究を行っています。

- ・超分子ポリマーに基づく固体電解質の電気化学特性の評価
- ・X線CTを用いた多孔体の圧力損失評価手法の検討

オ 公害防止・環境保全の監視等

法や条例による規制を補完し環境に配慮した事業活動を推進するため、市環境保全条例・市環境基本条例に基づき、本市域内の主要工場22社25工場と公害防止協定・環境保全協定を締結しています。当該協定の中で公害防止計画又は環境保全計画の策定、測定及び記録、報告などについて定め、環境に配慮した事業活動を推進しています。

これらの協定締結工場は規模が大きく環境への負荷も大きいことから、重点的に立ち入りを行っており、令和6年度には99件の立入検査を行いました。

(3) 環境影響評価制度の運用

環境影響評価制度の適切な運用を通じ、道路や鉄道の建設、大きな建物の建築など一定規模以上の事業の実施に際し、事業者自らによる適正な環境配慮を促進します。

ア 環境影響評価制度の運用

環境影響評価制度とは、道路や鉄道、大きな建物を建設する事業などを行う場合に、事業の実施が周辺の環境にどのような影響を与えるかを、事業者が事前に調査・予測・評価（環境影響評価）するとともに、その結果を公表し、市民や行政の意見を事業計画に反映させることによって、より環境に配慮した事業にしていくことを目的とした仕組みです。

本市では、名古屋市環境影響評価条例及び環境影響評価法等に基づく制度の運用を通じ、事業者の適正な環境配慮の確保に努めています。

令和6年度は、市条例対象事業1件及び環境影響評価法対象事業1件について事後調査の手続きを進めました。これらの手続きを進めていく中で、環境影響評価審査会が開催され、事後調査について報告を行いました。

令和 6 年度環境影響評価の手の続の実施状況

(事後調査手続)

区分	事業名	内容
市条例	金城ふ頭地先公有水面埋立て	事後調査結果中間報告書 (工事中) (その 2)
法	名古屋都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業	事後調査結果報告書 (供用開始後)

(4) 市の率先した環境にやさしい行動の推進

市民・事業者の環境にやさしい行動を促進するため、市自らも一事業者として率先して取り組みます。

ア 名古屋市役所環境行動計画2030の推進

本市自らが率先して環境に配慮した行動を実践するために策定した「名古屋市役所環境行動計画2030」の取り組みを推進するため、本市独自の「なごや環境マネジメントシステム(N-EMS)」を運用しています。

(ア) 温室効果ガス排出量の削減

温室効果ガス排出量について、令和12年度までに平成25年度と比べ42%削減する目標を掲げています。

温室効果ガス排出量の削減目標

区分	対象となる 事務・事業 全体	削減目標			
		一般事務 事業	市バス・ 地下鉄事業	上下水道 事業	ごみ処理 事業
削減目標	42%減	56%減	43%減	40%減	30%減

令和6年度の温室効果ガス排出量削減実績は、次表のとおりでした。

温室効果ガス排出量と削減実績（CO₂換算値）

区 分	環境行動計画の行動目標		令和6年度	
	平成25年度実績 (基準年度)	令和12年度目標	実績	増減割合 (基準年度比)
一般事務事業	20.0万t	△56%	14.1万t	△29.2%
市バス・地下鉄事業	16.8万t	△43%	13.6万t	△18.7%
上下水道事業	18.5万t	△40%	15.5万t	△16.2%
ごみ処理事業	25.0万t	△30%	26.4万t	5.5%
合 計	80.3万t	△42%	69.7万t	△13.2%

注 電気の温室効果ガス排出係数は、当該年度の前年度の基礎排出係数を使用した。

（イ）最終エネルギー消費量

最終エネルギー消費量については、令和12年度までに平成25年度と比べ28%削減する目標を掲げています。

令和6年度の最終エネルギー消費量の実績は、次表のとおりでした。

最終エネルギー消費量の実績

区 分	環境行動計画の行動目標		令和6年度	
	平成25年度実績 (基準年度)	令和12年度目標	実績	増減割合 (基準年度比)
事務事業全体	10,564千GJ	△28%	8,835千GJ	△16.4%

(ウ) 環境への配慮活動

令和6年度の結果は、以下のとおりでした。

環境への配慮活動

区 分	環境行動計画の行動目標		令和6年度実績
	令和4年度実績 (基準年度)	令和12年度目標	
電動車の導入割合	15.7%	100%	37.9%
大気汚染の管理			
NOx 排出量	107t (令和3年度)	できる限り削減	164t (令和5年度)
水質汚濁の管理			
COD	9,420kg/日	できる限り削減	9,560kg/日
窒素	12,630kg/日		12,794kg/日
リン	643kg/日		667kg/日
古紙の資源化率	94.5%	できる限り増加	95.0%
厨房を有する施設等における生ごみ資源化率	84.9%	できる限り増加	91.2%
非グリーン購入件数	426件	できる限り削減	542件
緑化の推進	14箇所 9.8ha	緑化面積の確保	19箇所 1.8ha
雨水の貯留浸透量	75件 3,149.9㎡	雨水の貯留 浸透量の確保	60件 2,602.7㎡
LED照明の導入割合	31.2%	100%	45.0%
太陽光発電設備の設置割合	38.6%	50%	38.5%
再生可能エネルギー電力の導入割合	25.0%	60%	35.6%
業務用エアコンディショナー等からのフロン類 漏えい量	79.9t-CO ₂	できる限り削減	1,883.5t-CO ₂

注1 「電動車の導入割合」は代替可能な車種における導入割合を記載した。

注2 「緑化の推進」には「各年度の本市建築物の緑化地域制度申請実績」を、「雨水流出の抑制」には「各年度の本市公共施設雨水流出抑制実績」をそれぞれ記載した。(いずれも単年度実績)

注3 「太陽光発電設備の設置割合」は太陽光発電設備を設置可能な建物における設置割合を記載した。

注4 「再生可能エネルギー電力の導入割合」は政府実行計画に準ずる本市施設(事務所等)における導入割合を記載した。

(5) その他

ア 環境月間

昭和47年6月5日から2週間にわたりストックホルムで開催された国連人間環境会議を記念して、国連総会で毎年6月5日を「世界環境デー」と定め、世界各国で環境保全の重要性を認識し行動の契機とする諸行事が行われています。

我が国においては、6月を「環境月間」、6月5日を「環境の日」と定め、各種の催しが全国的に実施されています。

本市においても、「環境デーなごや」を始めとした各種の催しを実施しました。

イ 環境保全の日

市環境基本条例に基づき、事業者及び市民の間に広く環境保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、毎月8日を「環境保全の日」としています。

「環境保全の日」及び土・日・休日に使用できる通常より安価な市バス・地下鉄の一日乗車券「ドニチエコきっぷ」を販売したり、イベント等で普及啓発や広報活動を実施し、周知を図りました。

また、環境保全の日を中心に公用車の使用の抑制や定時退庁に努めました。

3 パートナーシップを推進する

(1) ネットワークの形成と取り組みの推進

幅広い視点や知見で、環境課題の解決や人づくりなどをすすめるため、立場や分野を超えたネットワークづくりをすすめるとともに、多様な主体の参画による取り組みを推進します。

ア なごや環境大学の推進

市民・企業・教育機関・行政の協働により、「持続可能な地球社会」を支える「人づくり・人の輪づくり」をめざし、環境学習・活動を展開しています。

令和6年度は、自然の中でのフィールドワーク、座学、討論会などさまざまな形式で、まちじゅうをキャンパスに129講座実施したほか、特定の環境テーマで調査・研究等を行う共育ゼミナールで、3団体が活動しました。

さらに、これまで培ってきた人とのつながりや経験、ノウハウを活かし、体験や座学、オンラインセミナー等の主催講座や湿地がある森林の保全のためのサポーターを養成する講座等を実施しました。



イ 名古屋市SDGs推進プラットフォームの設置・運営

市内企業や団体等を対象に、SDGsの取組の見える化や情報発信、交流機会の提供等を行う登録制度「名古屋市SDGs推進プラットフォーム」を設置しています。令和6年度は、セミナーをオンライン形式で1回、交流会を3回開催するなど、多様なステークホルダーと連携しながら市域全体でのSDGsの推進に取り組みました。令和6年度末時点において、786の団体が会員登録しています。

ウ SDGsまちづくりの推進

地域へのSDGsの浸透・定着をはかるため、地域団体や企業等との連携・協働により環境を切り口としたSDGsにつながる取組を実施しています。令和6年度は、平針南地区（天白区）及び名駅南地区（中村区）において多様な主体が参加するワークショップを開催し、SDGsの視点から地域課題の解決をはかる取組（SDGsアクション）を検討・実施しました。

また、地域の自主的な取組を支援するための助成を開始したほか、SDGsに取り組む人の裾野を広げるための講演会を2回開催するなど、SDGsの活動促進に取り組みました。

(2) 広域的な連携・交流の推進

広域的な環境課題や共通の環境課題の解決をはかるため、伊勢湾流域圏内をはじめとした国内外の自治体などとの広域的な連携・交流を推進します。

ア 木曽三川流域圏などにおける連携の推進

(ア) 名古屋市民の森づくり

名古屋城の本丸御殿の復元には、木曽川上流の貴重な財産である樹齢300年の木曽ヒノキなどの木材を使用しました。そのため、上流の豊かな自然環境を将来に残せるよう、また、下流の名古屋市民が森の役割や大切さを理解するため、名古屋市民と上流域の人たちが植樹を行い、市民による森づくりを通して将来にわたる上下流交流を図っています。また、植えるだけでなく、植えた後の樹木の保護や枝打ちなど山の手入れも行っており、将来、下流にいる名古屋市民が憩える場となることをめざしています。

(イ) 尾張藩連携事業

旧尾張藩という繋がりを軸に、木曽地域を中心とした周辺自治体や交通事業者等と協議会（尾張藩連携事業推進協議会）を令和2年2月に設立し、欧米豪市場を対象とした観光誘客に取り組みました。

国内においても、当地域の認知度を向上し、連携地域全体の観光産業の活性化や、本市の水源でもある木曽地域の森林資源の保全を図るため、観光プロモーションを実施しました。

(ウ) 名古屋市民御岳休暇村

森林体験学習事業において、水源域の森林保全のため植樹や人工林の間伐、下草刈りを地元と協働して実施したほか、間伐材を利用した木工体験や森林の役割などを学ぶ環境学習プログラムを行いました。

(エ) 流域連携の推進

令和6年度は、「木曽三川流域自治体サミット」を岐阜県中津川市主催で開催し、木曽三川流域の水環境を保全する取り組みについて、各自治体の首長等が意見交換しました。

また、流域の魅力を域内外の方に発信することで、地域の活性化に寄与するとともに、木曽三川流域の水環境保全意識を醸成することを目的とした「木曽三川流域フォトコンテスト2024」を6月から10月にかけて開催しました。



「木曽三川流域フォトコンテスト2024」最優秀賞

その他に、流域連携イベントとして行う木曽三川マルシェを開催し、木曽三川流域内各地域のPRなどを行いました。

さらに、市民の水環境保全意識の醸成や水源地に関する理解を深める取組みとして「木曽川さんありがとう」や「水源地探検隊」、「サマーとりっぷin木祖村」を開催しました。

(オ) 地域循環共生圏（ローカルSDGs）の形成

令和4年度、名古屋市は本市の水源地のひとつであり、森林資源を通じてかねてから交流のある長野県木祖村と「木曽川源流の里『名古屋市・木祖村交流の森』整備協定」を締結しました。森林資源の消費地である都市（名古屋市）と生産地である山村（長野県木祖村）の人的・物的交流を促進し、森林資源の循環を通じて、生物多様性・水環境の保全や木祖村の活性化を図ります。

令和6年度は協定に基づき、「名古屋市・木祖村交流の森」の整備を行いました。また、市民向けに木祖村をフィールドとするバスツアーを6月に実施し、環境学習の場として活用しました。さらに、木材の利用促進を図るため、令和4、5年度に事業者と連携して開発したモデル製品を活用し、普及啓発を行いました。



植樹体験の様子（木祖村バスツアー）



木材の利用促進事業で製作したモデル製品の展示

イ 伊勢湾の再生の推進

(ア) 調査・研究及び普及啓発

伊勢湾及びその周辺地域の総合的な発展と保全を図るため、愛知県、岐阜県、三重県及び本市で「伊勢湾総合対策協議会」を構成し、調査研究や啓発活動を行っています。

令和6年度の主な取り組みとして、伊勢湾における海岸ごみ対策の推進について国への提言を行うとともに、「海洋ごみ対策検討会」にて、啓発物品を作成しました。

また、伊勢湾流域圏の持続的な発展及び環境改善をめざすため、関係省庁・地方公共団体で構成される「伊勢湾再生推進会議」に参加し、同会議において伊勢湾再生行動計画（第二期）の中間評価の総括を踏まえて設定した課題に対する取組を実施したほか、流域一帯の多様な主体が連携し、水質や生態系に関するモニタリング等を行いました。

(イ) 水処理に関する情報交換・技術交流

健全な水循環の構築をめざした会議「木曽川（飛騨川）水系水処理ネットワーク会議」を、中津川市、恵那市及び下呂市と連携して開催し、水処理に関する情報交換や技術交流を行いました。

(3) 民間活力を活用した取り組みの推進

環境課題の解決や環境経済の活性化をはかるため、ソーシャル・インパクト・ボンドやクラウドファンディング、ふるさと納税制度など、柔軟な手法により、民間資金や事業者の技術、ノウハウなどの民間活力を活用した取り組みを推進します。

ア 環境分野におけるPFS事業の検討

環境課題解決の新たな手法として、公民連携手法の一種である成果連動型民間委託契約方式（Pay for Success：PFS）により、民間事業者がもつノウハウを活かし、家庭の電気使用量削減につながる環境配慮行動を促進するモデル事業を実施しました。

持続可能な社会の実現に向けた人づくり・人の輪づくりを環境面から進めていくため、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく本市の行動計画として、平成28年3月に策定しました。

なお、本プランは令和7年度に目標年度を迎えることから、令和6年度から改定に向けた検討を行っております。

- ・計画期間：平成28年度から令和7年度までの10年間
- ・基本理念：環境学習を通して、一人ひとりが今日の環境問題を自らの課題として捉え、分野や主体、世代を超えて、その解決に向け主体的に行動できる人づくり・人の輪づくりを進めることで、持続可能な社会の実現をめざします。
- ・取組方針：環境問題を「自分ごと」として行動につなげるとともに、その輪を拡大していくため、次の3つのステップから施策を展開します。

STEP 1「参加して知る」

～ 環境に対する関心・意識の向上～

視点 自然に親しむ ⇒ 身近な地域の自然を感じる

視点 きっかけは何でもいい！ ⇒ 入り口は「カッコ良さ」「楽しさ」からでOK！

視点 環境問題は「自分ごと」であることに気づく ⇒ 「参加」して環境問題を「知る」

STEP 2「交流して理解を深める」

～ 学んだことを実践につなげる～

視点 立場を超えて学び合う ⇒ 「交流」して新たな発見や気づきで「理解を深める」

STEP 3「行動の輪の拡大」

～ 主体的に行動する人のネットワークづくり～

視点 地域の活動へ ⇒ 地域の活動の活性化

持続可能な社会へ

